

No. 8

制 度 名	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	主管課名	福祉政策課・保護 G		
		問合せ先	029-301-3164		
目的・趣旨	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる生活や住まい等に関する支援について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援することを目的とする。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] ① 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業 ② 保護施設等における感染拡大防止等対策支援事業 ③ 保護決定等体制強化事業 ④ 生活困窮者自立支援の機能強化事業 ⑤ 生活困窮者自立支援の機能強化事業（官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備） ⑥ ひきこもり支援体制構築加速化事業</p> <p>[補助要件等] 「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金交付要綱」（厚生労働省通知）の規定による。</p> <p>[対象経費] 対象事業の実施に要する経費。</p> <p>[補助限度額等] 厚生労働大臣が必要と認めた額。</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
市町村が新型コロナウイルス感染症に対応した各事業の実施に必要な経費		3/4	—	1/4	—
〔令和 5 年度当初予算額〕 24,450 千円（②：3,450 千円）		〔令和 5 年度補助対象団体〕 令和 5 年 4 月頃決定予定			
〔備考〕 市町村からの申請に基づき適用					